

行田市行財政改革プログラム

平成26年11月

行 田 市

目 次

I はじめに	1
II 行財政改革プログラムの基本的事項	1
1 行財政改革プログラムについて	1
2 計画期間	1
III 本市の財政状況について	2
1 歳入の状況	2
(1) 歳入の推移	
(2) 市税の推移	
(3) 地方交付税の推移	
(4) 市債の推移	
(5) 基金残高の推移	
2 歳出の状況	8
(1) 歳出の推移	
(2) 人件費の推移	
(3) 扶助費の推移	
(4) 公債費の推移	
(5) 普通建設事業費の推移	
(6) 市債残高の推移	
3 主な財政指標の状況	15
(1) 経常収支比率の推移	
(2) 実質公債費比率の推移	
(3) 将来負担比率の推移	
(4) 財政力指数の推移	
IV 行財政改革の必要性と財政効果額	19
1 歳入確保のための取組	19
2 歳出削減のための取組	20
V 行財政改革プログラムの具体的取り組み	21
1 行政力の向上	24
2 財政力の向上	34
3 組織力の向上	50
4 地域力の向上	57
5 市民満足度の向上	63

I はじめに

行田市では、昭和61年の第一次行政改革大綱策定以来、社会情勢の変化に対応した効率的な行政運営を行うための行政改革の取組を途切れることなく続けてきました。

現在では、「第三次行田市行政改革大綱」（平成13年3月策定）に掲げる「市民満足度の向上」を改革の理念として、「公正・透明性」、「主体性・総合性」、「簡素・効率性」という3つの視点から、様々な改革に取り組んでいます。

しかし、社会情勢の変化に伴う新たな行政需要や複雑・多様化する市民ニーズへの対応、さらには地方分権の進展に伴う国や県からの権限事務の移譲などにより、市が担うべき行政分野は拡大する傾向にあります。

こうした状況の中、歳入面においては、人口減少や景気低迷等による市税収入の減少に加えて、合併算定替の段階的な縮減による地方交付税の減少が見込まれます。

また、歳出面においては少子高齢化の進展に伴う扶助費の増大や公共施設等の老朽化に伴う諸整備といった行政需要の拡大が予想されるなど、財政状況は一段と厳しさを増しております。

そのため、徹底的に無駄を排除した行財政運営の確立、市民ニーズに即応できる課題解決力の高い組織づくり、官民連携による事業の推進など、「新たな行財政改革」に取り組まなければなりません。

そこで市では、目指すべき改革の方向性を定めた、新たな「行財政改革指針」と、これに基づき個々の改革を位置付けた「行財政改革プログラム」を策定し、将来にわたって安定した行財政サービスを提供するため、これまでにない新たな視点や方策を取り入れた行財政改革に取り組むこととしました。

今後「新たな行財政改革」の取組みを推進していくために、職員一人ひとりが改革のための第一歩を自ら踏み出し、スピード感を持った持続可能な行財政運営の確立を目指して、全庁を挙げて改革の実現に取り組んでいきます。

II 行財政改革プログラムの基本的事項

1 行財政改革プログラムについて

本プログラムは、行田市行財政改革指針に基づく具体的な取組みを計画的に推進するためにとりまとめたもので、各部署において取り組む内容とスケジュールを示したものです。

2 計画期間

本プログラムの計画期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。ただし、本市を取り巻く環境や財政状況の変化等を踏まえ、必要に応じてプログラムを改定します。

Ⅲ 本市の財政状況について

1 歳入の状況

(1) 歳入の推移

歳入規模は、平成 20 年度までは 240 億円台で推移し、平成 21 年度以降は 260～270 億円台と増加傾向となっています。

歳入の根幹をなす市税は、平成 19 年に実施された国税から地方税への税源移譲の影響により、一時的に増加していますが、平成 22 年度以降は、税源移譲前の水準を下回るような状況となっています。

市税の歳入全体に占める割合は、平成 19 年度が 49%であるのに対し、平成 25 年度は 38%となり、その割合は 10 ポイント以上減少しています。

一方で、地方交付税は、平成 20 年度までは 33～35 億円台で推移していましたが、平成 21 年度以降は国の地方交付税の増額措置の影響もあり 40～46 億円台となり、増加傾向にあります。地方交付税の歳入全体に占める割合は、14%～18%で推移しています。

また、国庫・県支出金については、平成 20 年度以降は、定額給付金や子ども手当、地域活性化交付金など国の政策実施に伴う財源措置により増加しています。

市債については、当該年度に実施する普通建設事業の規模によって発行額が異なるため、各年度で相違がありますが、地方交付税の財源不足を補填するために発行している臨時財政対策債の増加に伴い、平成 21 年度以降は増加傾向にあります。

歳入の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市税	10,579	11,750	11,524	10,878	10,547	10,652	10,379	10,326
地方交付税	3,592	3,349	3,368	4,003	4,527	4,657	4,658	4,442
譲与税・交付金	2,648	1,711	1,654	1,572	1,509	1,366	1,312	1,348
国庫・県支出金	2,783	2,898	3,416	5,257	4,592	4,686	4,246	5,188
市債	1,999	1,740	1,937	2,230	2,612	2,563	2,160	2,857
その他	3,113	2,681	2,797	2,328	2,347	3,056	3,357	3,114
計	24,714	24,129	24,696	26,268	26,134	26,980	26,112	27,275

※譲与税・交付金

- 地方譲与税・・・本来は地方税ですが、徴収の便宜により国税として徴収され、その一部が地方に譲与されるものです。(自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税など)
- 利子割交付金・・・利子の支払を受ける際に県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
- 配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金・・・特定配当等の支払及び特定株式等の譲渡所得のあった場合に、県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。

- 地方消費税交付金・・・地方消費税のうちの市町村分が、国勢調査人口などにより按分されて県から交付されるものです。
- 自動車取得税交付金・・・自動車取得税のうちの一部が、市町村道の延長や面積で按分されて、県から交付されるものです。
- 地方特例交付金・・・恒久的減税による地方税収の補填や児童手当の制度拡充に伴う地方負担の補填などに対する措置として国から交付されるものです。
- 交通安全対策特別交付金・・・単独事業として実施する道路交通安全施設の整備のため、道路交通法の反則金を財源として国から交付されるものです。

※その他

- 分担金及び負担金・・・事業の実施に当たり利益を受ける者から受益の範囲において賦課徴収するもの（分担金）と、特別な利益関係を有する者から経費の全部又は一部を徴収するもの（負担金）です。
- 使用料及び手数料・・・行政財産の利用の対価として徴収するもの（使用料）と、証明書の交付など特定の者のためのサービス提供の対価として徴収するもの（手数料）です。
- 財産収入・・・財産の貸付や売払いによる収入、基金の利子などです。
- 寄附金・・・市に対して無償で譲渡される金銭です。
- 繰入金・・・主に基金として積み立てておいたものを取り崩して財源に充てたものです。
- 繰越金・・・前年度の決算上の余剰金を当年度に持ち越したものです。
- 諸収入・・・他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。（預金利子、貸付金収入など）



(2) 市税の推移

市税は、国税から地方税への税源移譲が行われた直後の平成 19 年度をピークとして、平成 20 年度以降は、減少傾向にあります。

長引く景気の低迷や生産年齢人口の減少などの影響により、市税は、平成 19 年度から平成 25 年度までの 6 年間で 14.2 億円 (△12%) 減少していますが、税目別でみた場合、個人市民税 (△6.2 億円) と法人市民税 (△4.7 億円) の減収が顕著となっています。

また、比較的景気の影響を受けにくいとされる固定資産税や都市計画税についても、地価の下落や 3 年に 1 度の評価替えに伴う家屋の減価の影響により、減少傾向となっています。

軽自動車税など一部の税目については増加しているものの、市民税や固定資産税といった基幹税目が減収傾向にあることから、市税の減収傾向は今後も継続するものと見込まれます。

市税の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
個人市民税	3,814	4,700	4,674	4,514	3,978	3,919	4,086	4,082
法人市民税	1,037	1,072	777	483	629	731	679	601
固定資産税	4,463	4,683	4,784	4,636	4,662	4,639	4,295	4,287
都市計画税	673	695	712	687	687	698	650	642
その他	592	600	577	558	591	665	669	714
計	10,579	11,750	11,524	10,878	10,547	10,652	10,379	10,326



※その他・・・軽自動車税、たばこ税、入湯税

(3) 地方交付税の推移

地方交付税は、平成 20 年度までは 33～35 億円台で推移していましたが、平成 21 年度以降は、リーマンショックによる地方の厳しい経済・雇用情勢を踏まえた増額措置の影響もあり、40～46 億円台で推移しています。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税の 2 種類がありますが、このうち、本市に交付される普通交付税については、南河原村との合併（平成 18 年 1 月 1 日）に伴う合併算定替（※）による特例措置として、年間 5 億円程度が上乘せされています。この措置は、合併後 10 年間（平成 18 年度～平成 27 年度）継続し、その後 5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）で段階的に縮減され、平成 33 年度には無くなります。

このため、現行制度の算定方法が継続した場合、平成 28 年度以降、本市に交付される地方交付税の額は段階的に縮減していき、最終的には年間 5 億円程度、交付額が減少することになります。

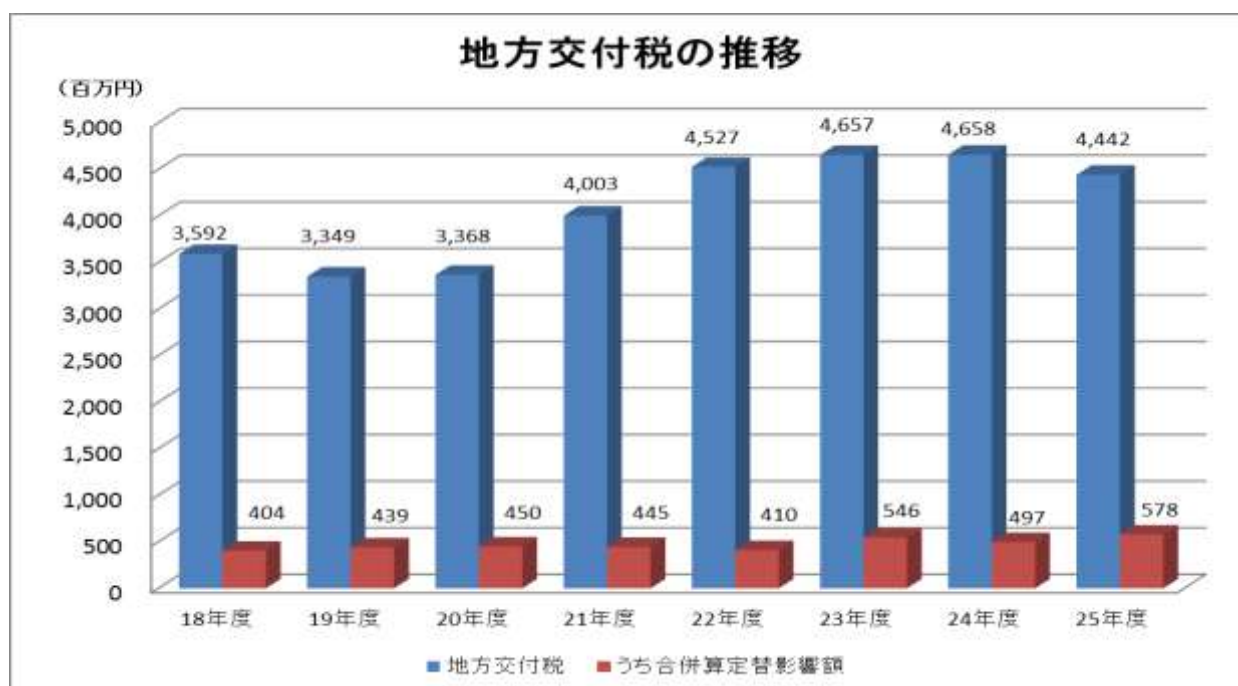
※合併算定替

市町村合併により、様々な経費の節約が可能となるため、その分地方交付税が減少するが、経費の節減は合併後直ちに出来るものばかりではないため、一定期間は合併前の市町村がそれぞれ存在するものとみなして計算した地方交付税が保障されており、この特例措置を「合併算定替」という。

地方交付税の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地方交付税	3,592	3,349	3,368	4,003	4,527	4,657	4,658	4,442
うち合併算定替影響額	404	439	450	445	410	546	497	578



(4) 市債の推移

市債は、当該年度に実施する普通建設事業の規模により発行額が異なるため、各年度で相違がありますが、平成 20 年度までは 17～19 億円台で、平成 21 年度以降は、21～28 億円台で推移し、増加傾向にあります。

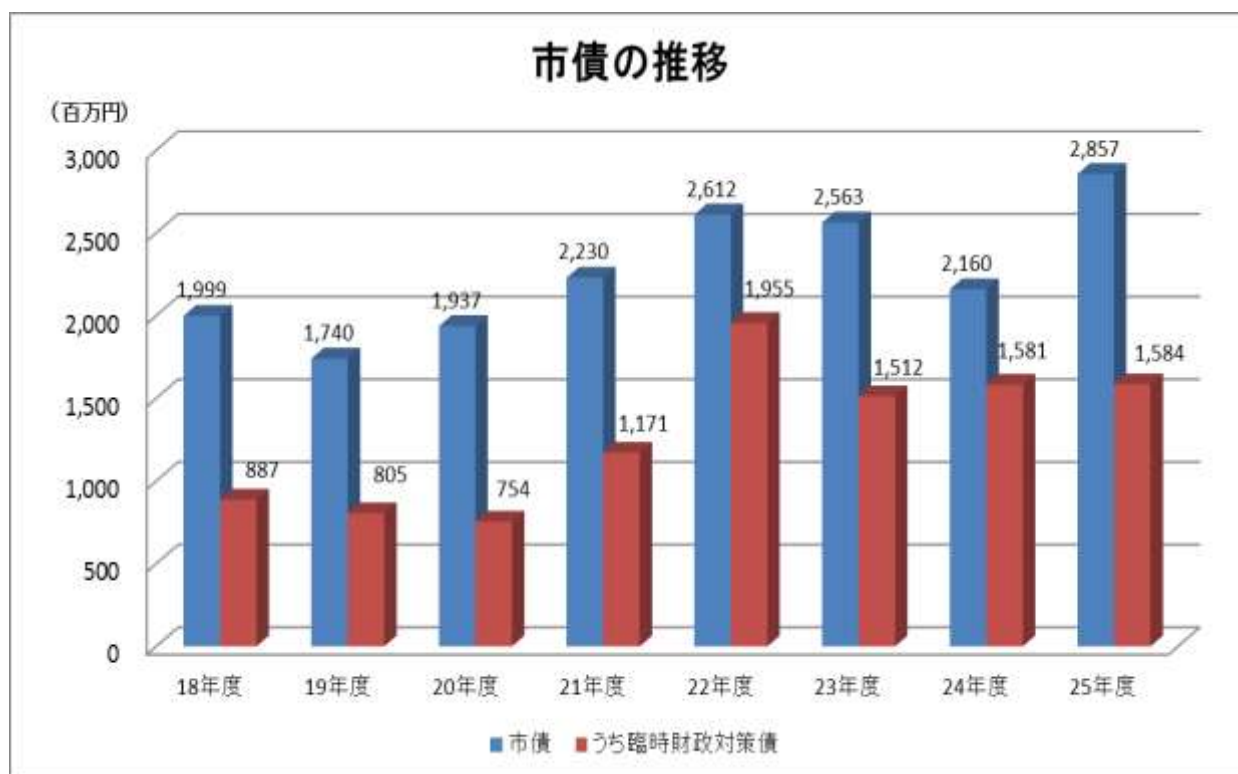
その主な要因としては、地方交付税の財源不足を補填するために発行している臨時財政対策債の増加が平成 20 年度以前と比較して急増したことによるものです。これにより平成 21 年度以降の臨時財政対策債の発行額は、市債全体の 50%～70% 台と高い割合を占める状況となっています。

なお、平成 25 年度については、小中学校エアコン設置事業やごみ焼却施設改修事業など大規模な事業の実施により、市債規模が大きくなっています。

市債の推移(普通会計)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市債	1,999	1,740	1,937	2,230	2,612	2,563	2,160	2,857
うち臨時財政対策債	887	805	754	1,171	1,955	1,512	1,581	1,584



※臨時財政対策債

地方財政法第 5 条の特例として発行している特例地方債の一種で、地方交付税の財源不足を補填するために発行しているものです。臨時財政対策債の元利償還金については、その全額が後年度の地方交付税に算入されるため、実質的には地方交付税の振替財源となっています。

(5) 基金残高の推移

基金残高は、平成 22 年度までは 30～40 億円台で、平成 23 年度以降は 50 億円台で推移し、増加傾向にあります。

この主な要因としては、地域振興基金やごみ処理施設整備基金などの新たな基金を造成したこと、また、将来的な財政運営に備えるため、財政調整基金や職員退職手当基金の積増しを行ったことによるものです。

平成 18 年度と平成 25 年度を比較した場合、新たな特定目的基金を造成したことなどにより、22.2 億円（+65%）増加しています。

基金残高の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
財政調整基金	1,118	1,125	1,033	1,037	1,039	1,440	1,446	1,549
減債基金	292	332	373	413	453	492	149	149
その他特定目的基金	2,018	2,347	2,685	2,966	3,162	3,684	3,849	3,949
計	3,428	3,804	4,091	4,416	4,654	5,616	5,444	5,647



※**財政調整基金**…財源に余裕がある年度に積み立て、不足する年度に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金です。

※**減債基金**…健全な財政運営を図るため、市債の返済が多額な場合に取り崩して使用できるように積み立てておくものです。

※**その他特定目的基金**…人材育成基金、ふるさとづくり基金、地域振興基金、職員退職手当基金、教育振興奨励基金、奨学基金、社会福祉事業費基金、地域福祉基金、敬老会事業費基金、交通遺児入学準備基金、医療保健事業基金、体力健康づくり振興基金、商業振興基金、地球温暖化対策基金、ごみ処理施設整備基金、国民健康保険基金、介護保険給付費準備基金、交通災害共済基金、土地開発基金、南河原地区簡易水道事業基金

2 歳出の状況

(1) 歳出の推移

歳出規模は、平成 20 年度までは、220～230 億円台で推移し、平成 21 年度以降は、240～250 億円台と増加傾向となっています。

歳出を性質別に分類した場合、人件費と公債費については、平成 19 年度以降は減少傾向にありますが、扶助費については、少子高齢化の進展による増大に伴い、増加傾向となっています。

なお、人件費、扶助費及び公債費は義務的経費であり、これらの経費が歳出全体に占める割合は、46%～53%で推移しています。

また、普通建設事業費は、平成 18 年度以降は減少傾向にありますが、平成 25 年度については、小中学校エアコン設置事業やごみ焼却施設改修事業など大規模な事業の実施により、事業費が増大しています。

歳出の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人件費	4,802	4,939	4,834	4,563	4,760	4,645	4,537	4,289
扶助費	3,431	3,767	4,050	4,312	5,418	5,773	5,718	5,759
公債費	2,850	2,862	2,841	2,842	2,654	2,645	2,758	2,409
普通建設事業費	3,803	2,195	2,607	2,464	2,349	2,253	2,214	3,674
その他	8,470	9,104	9,399	11,023	9,249	10,031	9,158	9,346
計	23,356	22,867	23,731	25,204	24,430	25,347	24,385	25,477



※**人件費**・・・職員等に対して、勤労の対価、報酬として支払う経費です。

※**扶助費**・・・児童、高齢者、障害者、生活困窮者に対して、その生活を支援するために支払う経費です。

※**公債費**・・・地方債の元利償還金や一時借入金の利子など、返済に要する経費です。

※**普通建設事業費**・・・道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設の建設事業等に要する経費です。

※**その他**

○物件費・・・業務委託費、旅費・賃金などの事務経費、並びに、消耗品費・光熱水費などの消費的経費で他に分類されない経費です。

○維持補修費・・・公共施設などの効用を保全するための経費です。

○補助費等・・・各種団体への補助金や負担金、報償費、寄附金などです。

○積立金・・・基金への積立金です。

○投資及び出資金・・・土地開発公社や公益財団法人への出資金等です。

○貸付金・・・住民福祉の増進を図るための貸付金です。

○繰出金・・・一般会計と特別会計との間、または、特別会計間での繰出金です。

(2) 人件費の推移

人件費は、南河原村との合併（平成 18 年 1 月 1 日）後、平成 19 年度には 50 億円近くまで増加しましたが、平成 20 年度以降は減少傾向で推移し、平成 25 年度では 43 億円程度にまで減少しています。また、平成 19 年度以降の 6 年間で 6.5 億円（△13%）の減少となっています。

人件費のうち職員給については、人事院勧告を参考に給与水準を見直し、また、適正な定員管理に努めているため、平成 18 年度から平成 25 年度までの 7 年間で 5.8 億円（△17%）減少しています。

職員数については、合併後の平成 18 年度には 566 人と一時的に増加しましたが、平成 25 年度では 536 人となり、7 年間で 30 人減少し、合併前の職員数の水準を下回る状況となっています。

人件費の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人件費	4,802	4,939	4,834	4,563	4,760	4,645	4,537	4,289
うち職員給	3,452	3,414	3,286	3,132	3,063	3,083	2,983	2,869



(3) 扶助費の推移

扶助費は、平成 21 年度までは 30～40 億円台で、平成 22 年度以降は 50 億円台で推移し、増加傾向にあります。

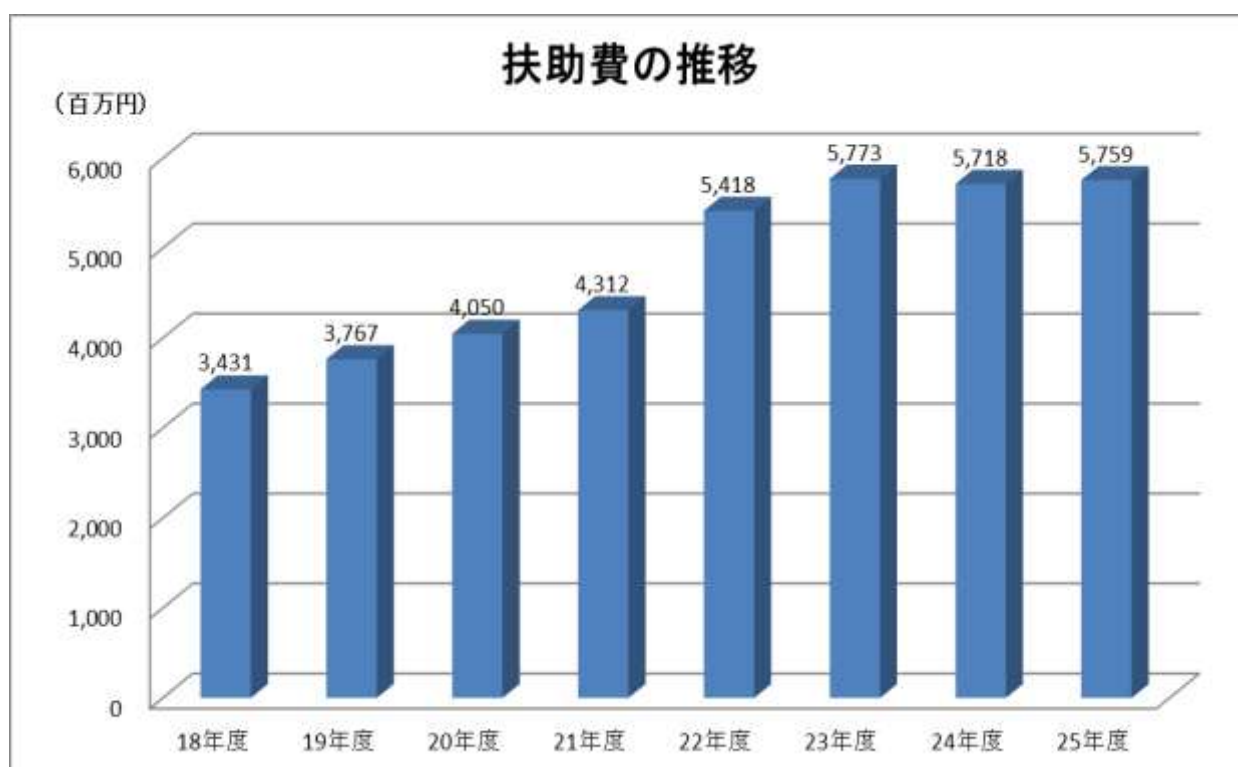
平成 18 年度以降の 7 年間で 23.3 億円（+68%）と大幅に増加していますが、この主な要因としては、平成 22 年度から子ども（児童）手当扶助費が増額されたことが挙げられます。

本市においては、高齢化率が毎年度 1% ずつ増加していることなどから、今後においても少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大により、増加していくことが見込まれます。

扶助費の推移

（単位：百万円）

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
扶助費	3,431	3,767	4,050	4,312	5,418	5,773	5,718	5,759



(4) 公債費の推移

公債費は、平成 21 年度までは 28 億円台で、平成 22 年度以降は 24～27 億円台で推移しています。

新たな市債借入れの抑制や積極的な繰上償還に取り組んだことにより、公債費は減少傾向にあり、平成 18 年度から平成 25 年度までの 7 年間で、4.4 億円 (△15%) 減少しています。

なお、歳出全体に占める公債費の割合は、9%～13%で推移しています。

公債費の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
公債費	2,850	2,862	2,841	2,842	2,654	2,645	2,758	2,409

※ 平成 20、24 年度については、借換債は除いています。



(5) 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、当該年度に実施する事業規模によって増減はありますが、公共施設の建設事業等を計画的に執行していることから、全体としては減少傾向となっています。

平成19年度から平成24年度までは、歳出全体の10%前後、20億円台で推移していますが、これは、平成6年度の普通建設事業費のピーク時と比較した場合、約4分の1程度の事業規模となっています。

なお、平成25年度においては、小中学校エアコン設置事業やごみ焼却施設改修事業などを実施したため、事業規模が大きくなっており、歳出全体の14%を占めています。

普通建設事業費の推移

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
普通建設事業費	3,803	2,195	2,607	2,464	2,349	2,253	2,214	3,674



(6) 市債残高の推移

市債残高は、平成 18 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 22 年度からは、転じて増加傾向となり、平成 25 年度では、平成 18 年度の市債残高と同程度となっています。

この主な要因としては、国の財政政策により、地方交付税の財源不足を補うために発行している臨時財政対策債が急増したことに伴い、特例地方債の残高が増加していることによるものです。

一方、特例地方債を除く一般地方債は、平成 18 年度以降、減少傾向であり、平成 18 年度から平成 25 年度までの 7 年間で 50.7 億円（△31%）減少しています。

市債残高の推移(普通会計)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市債残高	25,529	24,963	24,549	24,376	24,746	25,062	24,805	25,568
うち特例地方債を除く 一般地方債	16,120	15,171	14,200	13,238	12,268	11,734	11,013	11,047



3 主な財政指標の状況

(1) 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、経常的に収入される一般財源（使途が限定されていない市税の一部や普通交付税など）が、経常的に支出される経費（人件費、扶助費及び公債費の一部など）に、充当された割合を示す指標のことです。この値が高くなるに従って、財政構造は硬直化するとされています。

本市の経常収支比率は、平成 20 年度には 93.1% となってこれまでのピークとなりましたが、平成 22 年度には 88.6% まで下降しました。しかしながら、平成 23 年度以降は再び上昇に転じ、平成 25 年度には 92.4% となり、年々財政構造の硬直化が進行しています。

経常収支比率の推移

(単位: %)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常収支比率	89.7	91.4	93.1	90.8	88.6	91.7	92.1	92.4



(2) 実質公債費比率の推移

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する公債費の割合を示す指標のことです。この値が18%を超えると地方債を発行するときに国の許可が必要となり、25%を超えると国から起債を制限されるとともに、早期健全化計画の策定が義務付けられます。

本市の実質公債費比率は、平成19年度から平成22年度までは、8%台で推移し、その後は年々減少し、平成25年度では5.5%となり、毎年度改善しています。

実質公債費比率の推移

(単位：%)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実質公債費比率	12.4	8.7	8.5	8.6	8.0	7.4	6.0	5.5



(3) 将来負担比率の推移

将来負担比率とは、標準財政規模に対する、将来負担すべき実質的な負債の割合を示す指標のことです。この値が350%を超えると早期健全化計画の策定が義務付けられます。

本市の将来負担比率は、平成21年度までは、60%～70%台で推移し、その後は年々約10ポイントずつ減少し、平成24年度以降は30%台となり、毎年度、改善しています。

将来負担比率の推移

(単位:%)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
将来負担比率	79.9	72.5	68.3	56.2	46.3	38.2	38.1



* 平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されたことにより、将来負担比率を含む健全化判断比率の公表が、平成19年度決算から義務付けられました。このため、将来負担比率のグラフは、平成19年度以降となっています。

(4) 財政力指数の推移

財政力指数とは、自治体の財政力を示す指標で、この値が高いほど財源に余裕があり、財政力が強いことになります。この値が1を超える自治体は、普通交付税の交付を受けない不交付団体になります。

本市の財政力指数は、平成20年度までは上昇傾向にあり、0.8近くにまでなりましたが、平成21年度から平成24年度までは、毎年度下降しています。なお、平成25年度は、5年ぶりに上昇に転じています。

財政力指数の推移

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
財政力指数	0.731	0.765	0.799	0.787	0.755	0.723	0.708	0.714



IV 行財政改革の必要性と財政効果額

本市の厳しい財政状況を踏まえた場合、現状の組織体制や事務事業をこのままの状態で維持することは非常に困難であり、歳入規模に応じた身の丈にあった行財政運営を早期に確立する必要があります。

今後、中長期的な視野に立って、歳入・歳出のあらゆる分野において、これまでにない新たな視点や方策を積極的に取り入れ、抜本的な行財政改革を実施することが必要不可欠となります。

そのためには、行財政改革の各分野において明確な目標を掲げ、その達成に向けて、スピード感を持って成果の見える行財政改革を行っていかねばなりません。

ここでは、平成26年度から平成32年度までを計画期間として、本プログラムに掲げる改革の取組みによる財政効果額（※）を次のとおり見込みます。

なお、こうした改革の成果は、多様化する市民ニーズへの対応や人口減少対策などの喫緊の課題に対する財源に充てることにより、安定した行政サービスの提供と持続可能な行財政運営の確立を図ってまいります。

※財政効果額

改革によって得られる各年度の効果額を累積した額のこと、「単年度効果額」と「継続的効果額」の2種類があります。

「単年度効果額」とは、市有財産等の売却や特定目的基金の整理・統合など、改革による効果が、その実施年度のみにも及ぶものの効果額のこと、「継続的効果額」とは、経常的事業の見直しや人件費の削減など、改革による効果が、その実施年度以降にも及ぶものの効果額のことです。

1 歳入確保のための取組

① 市税等の賦課徴収の充実・強化

【取組項目】・課税客体の把握・徴収強化
・債権管理の適正化

【効果額】 約8億円

【取組項目】・企業立地奨励金制度の推進
・子育て世帯定住促進奨励金制度の推進

【効果額】 約7億円

② 使用料・手数料等の見直し

【取組項目】・受益者負担の適正化に向けた各施設の使用料や手数料等の見直し

【効果額】 約2億円

③ 市有財産等の売却及び貸付の促進

- 【取組項目】・遊休市有地、不用道路敷・水路敷の売却
・市有地や施設を利用した賃料の確保
・不用品の売却 等

【効果額】 約2.5億円

④ その他の収入確保策

- 【取組項目】・特定目的基金の整理、統合
・各種媒体への有料広告掲載
・ふるさと納税制度の活用 等

【効果額】 約4.5億円

※ 歳入効果額合計 約2.4億円

2 歳出削減のための取組

① 事務事業の見直し

- 【取組項目】・事務事業の改善・整理統合
・公共施設への新電力の導入
・施設管理の適正化による維持管理費の削減 等

【効果額】 約3.5億円

② 公共工事コストの削減

- 【取組項目】・道路工事資材の見直し 等

【効果額】 約1億円

③ 人件費の削減

- 【取組項目】・適正な職員定数の管理
・給与制度の総合的な見直し 等

【効果額】 約2億円

④ 補助金等の見直し

- 【取組項目】・必要性や効果等の検証・見直し

【効果額】 約0.5億円

※ 歳出効果額合計 約7億円

※ 財政効果額合計 約3.1億円

V 行財政改革プログラムの具体的取り組み

「行田市行財政改革指針」(平成26年9月策定)に示した5つの基本方針に沿って、次ページ以降の改革に取り組めます。

なお、個々の取組項目の効果を毎年度検証し、その結果を公表するとともに、改革の方策及び年度別計画等に改善の余地がある場合や、社会情勢の変化等により新たな課題が生じた場合には、必要に応じてプログラムの見直しを行うなど積極的な進捗管理を行います。

行財政改革の5つの基本方針と取組項目

行政力の向上

- 事務事業の見直し
- 市有施設の活用、方針検討
- 公共施設等アセットマネジメントの推進
- 指定管理者制度の活用
- 公共工事コストの削減等
- 行政コストの削減

財政力の向上

- 健全な財政運営の推進
- 補助金等の見直し
- 受益者負担の適正化
- 市有財産等の売却、貸付の促進
- 広告料収入の確保
- 市税等の賦課、徴収強化
- 定住の推進
- 企業誘致の促進
- 自主財源の確保

組織力の向上

- 効率的な組織体制の推進
- 附属機関等の見直し
- 広域化の推進
- 出資法人等の改革
- 職員の人材育成

地域力の向上

- 情報共有の推進と対話の拡充
- 協働連携による事業の推進

市民満足度の向上

- 市民・窓口サービスの向上
- 市民の安心・安全の確保

行財政改革の取組項目

■ 基本方針					
(No.)	大項目	No.	小項目	担当課	頁
1 行政力の向上 ～ 行政運営の改革 ～					
(1)	事務事業の見直し	①	特定検診の受診率の向上	保険年金課	24
		②	道路後退用地整備に関する登記測量委託業務の見直し	開発指導課	24
		③	水道事業と簡易水道事業の統合の検討	水道課	25
		④	公共用地取得に伴う損失補償額算定の効率化	用地課	25
		⑤	少人数学級編制の見直し	学校教育課	26
		⑥	学校用務代行員の見直し	教育総務課	26
		⑦	消防力適正配置の検討	消防本部総務課	27
(2)	市有施設の活用、方針検討	①	市有施設の活用、方針検討	関係課	28
(3)	公共施設等アセットマネジメントの推進	①	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定	関係課	29
(4)	指定管理者制度の活用	①	指定管理者制度の運用見直し	関係課	30
(5)	公共工事コストの削減等	①	道路整備手法の見直し	農政課・道路治水課	31
		②	道路工事資材の見直し	関係課	31
(6)	行政コストの削減	①	公共施設への新電力(PPS)の導入	財政課	32
		②	ペーパーレス化の推進	全庁	32
		③	ジェネリック医薬品の利用促進	保険年金課	33
		④	雑誌スポンサー制度の推進	図書館	33
2 財政力の向上 ～ 財政運営の改革 ～					
(1)	健全な財政運営の推進	①	主な財政指標の改善	財政課	34
		②	市債残高の抑制	財政課	35
		③	特定目的基金の整理、統合	財政課	36
		④	予算編成手法の見直し	財政課・企画政策課	36
(2)	補助金等の見直し	①	補助金等の見直し	全庁	37
(3)	受益者負担の適正化	①	使用料・手数料等の見直し	全庁	38
(4)	市有財産等の売却、貸付の促進	①	遊休市有地の売却・貸付	関係課	39
		②	不用品等の売却	契約検査課	39
		③	長善沼の貸付による太陽光発電事業の実施	環境課	40
		④	公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施	環境課・施設所管課	40
		⑤	不用道路敷・水路敷の売却	管理課	41
		⑥	不用図書の売却	図書館	41
(5)	広告料収入の確保	①	市ホームページのバナー広告掲載の見直し	広報広聴課	42
		②	循環バス広告の拡充	地域づくり支援課	42
		③	水道広報紙への広告掲載	水道課	43
		④	水道検針票への広告掲載	水道課	43
		⑤	図書貸出レシートへの広告掲載	図書館	44

■ 基本方針					
(No.)	大項目	No.	小項目	担当課	頁
(6)	市税等の賦課、徴収強化	①	住民税の未申告調査の強化	税務課	45
		②	住民税の特別徴収切替の推進	税務課	45
		③	固定資産税償却資産の未申告調査の強化	税務課	46
		④	市税等の徴収強化	関係課	46
(7)	定住の推進	①	子育て世帯定住促進奨励金事業の推進	企画政策課	47
(8)	企業誘致の促進	①	企業立地の用地確保及び企業立地奨励金事業の推進	商工観光課	48
(9)	自主財源の確保	①	ふるさと納税制度の活用	企画政策課	49
		②	自動販売機設置に係る入札制度の導入	関係課	49
3 組織力の向上 ～ 組織人材の改革 ～					
(1)	効率的な組織体制の推進	①	組織体制の見直し	企画政策課	50
		②	プロジェクトチームの積極的な活用	全庁	50
		③	職員定員管理の適正化	人事課	51
(2)	附属機関等の見直し	①	附属機関等の見直し	全庁	52
(3)	広域化の推進	①	ごみ処理の広域化	環境課	53
(4)	出資法人等の改革	①	出資法人等の見直し	関係課	54
(5)	職員の人材育成	①	職員研修体系の見直し	人事課	55
		②	効果的なジョブ・ローテーションの実施	人事課	55
		③	職員提案制度の活用	企画政策課	56
4 地域力の向上 ～ 官民協働の推進 ～					
(1)	情報共有の推進と対話の拡充	①	市政情報の発信強化	広報広聴課	57
		②	広聴活動による地域の活性化	全庁	57
(2)	協働連携による事業の推進	①	市民公益活動の推進	地域づくり支援課	58
		②	「湯ったりあったか」元気倍増事業の拡充	地域づくり支援課	59
		③	エコミックガーデニング事業推進のためのネットワーク化	商工観光課	59
		④	地域安心ふれあい事業の推進	福祉課	60
		⑤	ホームスタート(居宅訪問型相談)事業の実施	子育て支援課	60
		⑥	官民連携による健康づくり事業の展開	保健センター	61
		⑦	消防団協力事業所制度の活用	消防本部総務課	61
		⑧	高等教育機関等との連携	全庁	62
5 市民満足度の向上 ～ 市民本位のまちづくりの推進 ～					
(1)	市民・窓口サービスの向上	①	マイナンバー制度に対応した窓口業務の効率化の推進	全庁	63
		②	職員の接遇スキルの向上	全庁	63
		③	庁内案内業務の見直し	地域づくり支援課	64
		④	上下水道使用料のコンビニ収納の実施	水道課・下水道課	64
(2)	市民の安心・安全の確保	①	地域防災計画の見直し	防災安全課	65
		②	防災訓練の実施方法の見直し	防災安全課	65
		③	木造住宅耐震改修等補助事業の推進	開発指導課	66
		④	住宅用火災警報器の設置促進	消防本部予防課	66

1 行政力の向上

(1) 事務事業の見直し

○ 改革の方向性

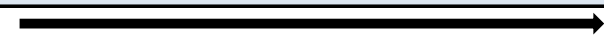
効果的な業務の遂行や市民サービスの向上などの観点も踏まえ、事務事業の改善を図ります。

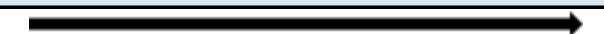
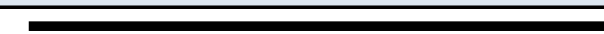
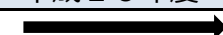
○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
1-(1)-①	特定検診の受診率の向上	保険年金課		
現 状	現在40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査を実施しているが、平成25年度の受診率が24.6%であり、県内の市町村の中で4番目に低い状況である。			
取組内容	特定健康診査の受診は、被保険者の健康づくり、生活習慣の改善、医療費の削減につながるため、効果的な取組みを検討、実施し、受診率の向上を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・他市の取組状況の把握、新たな取組みの検討、実施 ・【H26年11月】電話等による受診勧奨、啓発グッズの作成、配布（目標：受診率30%以上） 		<ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの実績を踏まえ、これまでの取組みを継続実施 ・新たな取組みの検討、実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの実績を踏まえ、これまでの取組みを継続実施 ・新たな取組みの検討、実施 				



番 号	取組項目	担当課		
1-(1)-②	道路後退用地整備に関する登記測量委託業務の見直し	開発指導課		
現 状	建築基準法に基づく建築後退に伴う道路後退用地整備事業は、（公社）埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託し、道路後退用地の分筆登記業務を実施しているが、業務量が増加傾向にあるため、事務量と委託費用が増加している。			
取組内容	市が協会に分筆登記業務を委託する方法から、市が用地の寄付行為者に対して分筆登記に要する費用相当分を補助する方法に改めることにより、事務の効率化を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市の情報収集、調査士協会との意見交換 		<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の検討 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・【H28年度】補助制度の実施 				




1 行政力の向上

番 号	取組項目	担当課
1-(1)-③	水道事業と簡易水道事業の統合の検討	水道課
現 状	南河原村との合併後、平成20年度には市内全域の水道料金及び料金徴収事務を統一したが、事業自体は統合していないため、「水道事業（公営企業会計）」と「南河原地区簡易水道事業（特別会計）」の2事業が存続している。	
取組内容	2事業の統合について、庁内関係各課等で検討する。	
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル		
平成26年度		平成27年度
 ・庁内関係各課による検討 ・方針の決定		・方針に基づく対応策の検討
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度	平成32年度	




番 号	取組項目	担当課
1-(1)-④	公共用地取得に伴う損失補償額算定の効率化	用地課
現 状	公共用地の取得に伴う損失補償額の算定は、委託により実施（事業担当課所管）しているが、その精度管理（用地課所管）に多大な時間を要している。	
取組内容	用地課、事業担当課及び委託業者による緊密な連携体制を構築し、業務の効率化を図る。	
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル		
平成26年度		平成27年度
 ・用地課と事業担当課による問題点の洗い出し		 ・用地課、事業担当課及び委託業者による連携体制の構築
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度	平成32年度	
 ・【H28年度】実施		

1 行政力の向上

番 号	取組項目	担当課
1-(1)-⑤	少人数学級編制の見直し	学校教育課
現 状	本市では、市費負担教職員を採用し、小中学校において少人数学級編制としており、大きな成果を上げているが、その反面保護者等からは課題も指摘されている。	
取組内容	少人数学級編制検討委員会から、これまでの取組みの検証結果を踏まえ、「小中学校全学年において35人以下学級の実施が望ましい。ただし、制度変更に伴う移行措置として、小学校1・2年生においては、支援員などの人的配置を行うことも必要である。」との提言があったため、これらの実現に向けて調整を図る。	
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル		
平成26年度		平成27年度
 ・関係機関との調整、予算等の庁内調整 ・市費負担教職員の任用に関する要綱等の改正		 ・【H27年4月】全学年35人以下学級の開始。ただし小学校1・2年生については支援員を配置、あるいは30人以下学級とすることも可。
* 国の基準		* 本市における現在の少人数学級編制
小学校1年生	35人以下	小学校1・2年生 30人以下 中学校1年生 30人又は
小学校2年生～中学校3年生	40人以下	小学校3年生 34人以下 34人以下
		小学校4・5・6年生 40人以下 中学校2・3年生 34人以下

番 号	取組項目	担当課
1-(1)-⑥	学校用務代行員の見直し	教育総務課
現 状	現在小学校15校、中学校5校において、近隣住民の方を学校用務代行員として委嘱し、学校玄関のカギの開錠・施錠等を行ってもらっているが、辞任等があった場合、後任者が見つからない状況である。	
取組内容	各小中学校の意向等も踏まえ、キーボックスを設置する等の代替策を講じた上で、学校用務代行員の見直しに向けた検討を行う。	
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル		
平成26年度		平成27年度
 ・調査検討		 ・見直しに向けた方針の作成
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度	平成32年度	
 ・各小中学校及び学校用務代行員に方針を周知 ・方針に基づき随時見直し		

1 行政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
1-(1)-⑦	消防力適正配置の検討	消防本部総務課		
現 状	本市の常備消防体制は1本部1消防署3分署体制であり、また非常備消防体制は6方面隊21個分団であるが、近年、人口・居住状態や、救急要請などの消防需要に変化が起きている。			
取組内容	地域の実情等を勘案した、より合理的かつ妥当性のある消防サービスを提供するために、常備・非常備消防力の適正配置計画を策定する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・消防力適正配置調査を専門機関に依頼		 ・調査結果を基に、プロジェクトチームで消防力適正配置計画を策定		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
				
【H28年度】消防力適正配置計画を策定後、年次計画を策定 【H29年度以降】年次計画を踏まえソフト・ハードの整備を検討				

1 行政力の向上

(2) 市有施設の活用、方針検討

○ 改革の方向性

市有施設の利用状況を検証し、積極的な有効活用を図るとともに、施設管理の適正化を図ります。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
1-(2)-①	市有施設の活用、方針検討	関係課（地域づくり支援課、南河原支所、高齢者福祉課、都市計画課、教育総務課、中央公民館、スポーツ振興課）		
現 状	市有施設の中には、老朽化したものや、必ずしも有効活用が図られていないものなどがある。			
取組内容	施設の利用状況を検証し、余剰スペースや未利用財産の、積極的な有効活用を図る。また将来における施設管理の適正化の観点から、統廃合等を検討する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
・各施設の状況に応じた適正な利活用等の検討・実施				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度

1 行政力の向上

(3) 公共施設等アセットマネジメントの推進

○ 改革の方向性

アセットマネジメントの考え方に基づき、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、長期的視点に立った市有施設の規模の見直し、統廃合、計画的な更新等を行います。

○ 取組内容

番号	取組項目	担当課		
1-(3)-①	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定	関係課（財政課、施設所管課）		
現 状	橋梁及び下水道の一部、市営住宅、公園施設については、個別に長寿命化計画を策定済であるが、これらの長寿命化計画も統合した、公共施設等総合管理計画を策定する必要があることから、現在、同計画の策定に向けて準備している。			
取組内容	<p>インフラを含む全ての公共施設の情報を収集し、将来の更新費用、人口推計、財政状況等を分析のうえ、施設分類毎の基本方針等を定めた総合管理計画を策定し、その後基本方針に基づいた個別施設の管理計画を策定する。</p> <p>両計画は、人口減少時代における本市公共施設の最適配置（将来のまちづくり）を示すものであり、既存施設の統廃合や長寿命化、資産の有効活用といった効率的な維持管理による経費の抑制と平準化が図られる等、アセットマネジメントの推進に資するものである。</p>			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・総務省から公共施設等総合管理計画策定の要請（H26.4.22） ・県の総合助言制度の活用 ・公共施設等総合管理計画の策定準備 		<ul style="list-style-type: none"> ・各課との検討委員会の設置 ・公共施設等総合管理計画の策定 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・【H28～30年度】公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の管理計画の策定 ・【H31年度以降】計画の実施 				

1 行政力の向上

(4) 指定管理者制度の活用

○ 改革の方向性

さらなる市民サービスの向上や施設管理経費の最小化の観点から、現在実施している指定管理者制度の運用について見直しを行います。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
1-(4)-①	指定管理者制度の運用見直し	関係課（企画政策課、地域づくり支援課、市民課、商工観光課、福祉課、高齢者福祉課、都市計画課、スポーツ振興課、ひとつくり支援課、中央公民館、図書館）		
現 状	本市では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、公の施設の維持管理経費の節減と住民サービスの向上を図っているが、指定管理者の選定に当たっては、すべて非公募とし、市の外郭団体を指定管理者として指定している。			
取組内容	指定管理者制度導入済みの施設の公募の可否について、また市の直営施設は制度導入の可否についてなどの検討を行い、指定管理者制度運用方針の改定を行う。 また、運用方針に基づき、次期指定管理開始の平成28年度以降の各施設の最適な管理方法を決定する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・所管課との調整 ・指定管理者制度検討委員会による運用方針見直し検討 ・指定管理者制度運用方針の改定 		<ul style="list-style-type: none"> ・条例の整備（所管課） ・指定管理者の公募及び選定（所管課） ・議会に議案上程し指定 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・【H28年度】新たな指定管理者制度での運用開始 ・直営施設で指定管理者制度を導入するものについては、移行準備が整い次第、順次公募等による選定を実施する 				



1 行政力の向上

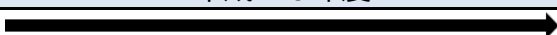

(5) 公共工事コストの削減等

○ 改革の方向性

公共工事における整備手法や資材の見直しにより、コストの削減を図ります。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
1-(5)-①	道路整備手法の見直し	農政課、道路治水課		
現 状	公共事業については限られた財源の中で効果的な執行に努めている。			
取組内容	引き続き、効果的な執行に努めるとともに、道路整備手法の見直しにより、さらなるコストの縮減を目指す。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> 生活道路等整備事業評価委員会等による検討 担当2課による協議、準備 		 <ul style="list-style-type: none"> 【H27年4月】実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> これまでの実績を検証し、必要に応じて改善策を講じる 				

番 号	取組項目	担当課		
1-(5)-②	道路工事資材の見直し	関係課（道路治水課、水道課 下水道課、農政課）		
現 状	道路の舗装工事に使用する粒度調整砕石については、流通量の安定性や施工性に問題があったため、再生材は使用していなかった。			
取組内容	再生材の流通量の安定や品質の向上が見られるため、粒度調整砕石の再生材を使用することで、コストの縮減を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> 5以上の工事案件において再生材を試行的に使用し、施工性等を検証 検証の結果不都合がなければ、再生材の使用推進について関係各課へ周知を図る 		 <ul style="list-style-type: none"> 【H27年4月】検証の結果不都合がなければ、再生材利用の本格実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度


1 行政力の向上


(6) 行政コストの削減

○ 改革の方向性




事務事業の執行方法、予算、労力、時間、効果など総合的に点検・見直しを行うことにより、徹底した行政コストの削減を図ります。




○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課
1-(6)-①	公共施設への新電力（PPS）の導入	財政課
現 状	公共施設の電力については、一般電気事業者（東京電力）から調達している。	
取組内容	特定規模電気事業者（PPS）から調達を行うことにより、コストの縮減を図る。	
取 組 ス ケ ジ ュ ール		
平成 2 6 年度		平成 2 7 年度
 ・事業者の選定、電力供給切替手続き・作業の実施 ・【H26年12月】公共施設への新電力の導入		
平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	

番 号	取組項目	担当課
1-(6)-②	ペーパーレス化の推進	全庁（総務課）
現 状	システムの導入による文書の電子化などに取り組んでいるが、紙の減量は横ばいに近い。	
取組内容	電子化の拡大を検討するなど、引き続きペーパーレス化を推進し、さらなる紙の減量を図る。	
取 組 ス ケ ジ ュ ール		
平成 2 6 年度		平成 2 7 年度
 ・電子化可能な文書の調査 ・調査結果を踏まえ、電子化の拡大を検討・実施 ・全庁における紙の減量化の徹底		・必要に応じ、さらなる紙の減量策を検討
平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	
・必要に応じさらなる紙の減量策を検討		

1 行政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
1-(6)-③	ジェネリック医薬品の利用促進	保険年金課		
現 状	高齢化や医療の高度化により医療費は増加傾向にあり、医療費の抑制が課題となっている。比較的安価なジェネリック医薬品の利用促進は、医療費の抑制と患者の費用負担軽減への効果が期待されている。本市では、平成22年度から被保険者証を送付する際に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封し、利用促進を図ってきた。			
取組内容	更なる利用率向上を図るため、平成26年度から年2回、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額等を記載した差額通知書を発送する予定である。また、今後ともジェネリック医薬品を利用した場合のメリット等について、ホームページや市報、健康に関するイベント等において周知を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・差額通知書による周知の成果について検証		 ・他自治体の取組み事例の研究 ・差額通知書以外の取組みについて検討・実施		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・医師会等と連携し、ジェネリック医薬品のメリット等について周知を行うとともに、これまでの取組による成果を検証しながら、更なる利用促進に向けた取組みについて検討・実施				

番 号	取組項目	担当課		
1-(6)-④	雑誌スポンサー制度の推進	図書館		
現 状	雑誌スポンサー制度は、雑誌の最新号の閲覧用カバーに民間企業等の広告を表示する代わりに当該雑誌の購入代金を負担してもらう制度で、平成25年3月から実施しているが、現在は4社のみでの利用である。			
取組内容	本制度のPR方法を再検討する。(例：チラシ配布場所の拡大、民間企業等へ出向き直接PRする等) また、スポンサーを引き受ける民間企業等の団体数の数値目標を設定し、計画的なPRを図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・数値目標の設定、PR方法の再検討 ・【H26年11月】実施		 ・随時、PR方法の再検討・実施		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・随時、PR方法の再検討・実施				

2 財政力の向上

(1) 健全な財政運営の推進

○ 改革の方向性

今後の行政課題に的確に対応できる足腰の強い財政基盤を構築するとともに、「選択と集中」を徹底し、優先順位の高い事業に予算を重点的に配分することにより、予算配分の最適化を実践します。




○ 取組内容




番 号	取組項目	担当課		
2-(1)-①	主な財政指標の改善	財政課		
現 状	<p>主な財政指標である経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、毎年度の決算に基づき算定している。</p> <p>近年市債残高の削減を積極的に行ってきたため、実質公債費比率及び将来負担比率は年々改善され、健全な状態にあるが、経常収支比率については、市税の減収や社会保障費の増大などにより年々悪化し、財政構造の硬直化が進んでおり、平成25年度は92.4%となった。</p>			
取組内容	<p>実質公債費比率及び将来負担率については、さらなる改善を図るため、引き続き事業費と借入額のバランスを保ちながら、市債残高の抑制に努める。</p> <p>また、経常収支比率の上昇を抑制するため、経常事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底や市税等の経常的な歳入の確保を図る。</p>			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債借入額の抑制 ・経常事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底 ・市税等の経常的な歳入の安定的な確保 		<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政指標の改善に向けた取り組みの継続 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政指標の改善に向けた取り組みの継続 				

2 財政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
2-(1)-②	市債残高の抑制	財政課		
現 状	<p>市債残高については、近年積極的に借入の抑制を図ることにより削減に取り組んできたが、平成25年度においては小中学校のエアコン設置やトイレ改修、斎場のリニューアルなど大規模な事業が重なったことから、前年度よりも増加した。</p> <p>平成26年度も大規模な市債活用事業が予定されているため、平成25年度に続き市債残高の増加が懸念される。</p>			
取組内容	<p>事業費と借入額のバランスを保ちながら、市債残高の抑制に努める。</p> <p>また、予算措置した市債については、決算剰余金等の状況を勘案し、一般財源に振り替えることにより借入額を抑制する。</p>			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算剰余金等を勘案し、借入額を抑制する ・新年度予算においても事業費と借入額のバランスを保つ 		<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債残高の抑制に向けた取組みの継続 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債残高の抑制に向けた取組みの継続 				

2 財政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
2-(1)-③	特定目的基金の整理、統合	財政課		
現 状	一般会計の基金については、財政調整基金や減債基金、土地開発基金のほか、その他特定目的基金として15基金あるが、特定目的基金の中には、活用されていないものも存在する。			
取組内容	特定目的基金のそれぞれの設置目的に照らし、存続の必要性が薄れたものなどを洗い出し、廃止・統合する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・必要性の薄れた特定目的基金の洗い出し		 ・基金の廃止・統合の検討		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・【H28年度】基金の廃止・統合				

番 号	取組項目	担当課		
2-(1)-④	予算編成手法の見直し	財政課・企画政策課		
現 状	毎年度ローリングしている行財政3か年実施計画には、翌年度以降3年間の財政計画及び主要事業等の事業費を含めた年度計画を掲載しており、翌年度当初予算要求前までに、計画案を策定している。 当初予算要求はこの計画案に定めた事業費の範囲内で要求することとなっているが、必ずしもこのルールが徹底されておらず、当初予算要求時点での収支不足額が年々増大している。			
取組内容	行財政3か年実施計画案の策定時において、さらに事業費等を精査するとともに、当初予算要求時におけるルールを周知徹底する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・行財政3か年実施計画案の策定時における事業費等の精査 ・当初予算要求時におけるルールの周知徹底		 ・前年度の取組み結果の検証 ・検証結果を踏まえた改善策の検討・実施		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・前年度の取組み結果の検証 ・検証結果を踏まえた改善策の検討・実施				

2 財政力の向上

(2) 補助金等の見直し

○ 改革の方向性

補助金等の必要性や効果などについて総点検を実施し、その結果に基づき廃止・削減等の検討を行います。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(2)-①	補助金等の見直し	全庁（財政課、企画政策課）		
現 状	市が、市民又は市内の団体等に対して交付する「補助金等」については、それぞれの目的に沿って適正かつ効果的に執行している。また「補助金等交付事業の適正化指針について」に基づき、所管部署においてチェックシートにより定期的な評価・点検を行い、目的を達したものや必要性の薄れたものなどは、削減・廃止等の見直しを実施してきたが、所管部署の判断のみでは、補助金の削減・廃止等は困難である。			
取組内容	平成26年度に全ての補助金等について総点検を実施し、今後の方向性を4区分（「廃止」、「削減若しくは休止・廃止」、「統合」、「継続」）に分類する。 なお、今後の方向性については、平成27年度初旬に、行田市補助金等調査委員会に諮問し、その答申を踏まえ決定するとともに、その結果を平成28年度以降の予算に反映させる。 その後は、補助金等の所管部署において毎年度、評価・点検を行い、その結果を新年度予算に反映させる。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> 全補助金等の総点検を実施 今後の方向性を4区分に分類 		<ul style="list-style-type: none"> 補助金等調査委員会へ諮問、答申 今後の方向性を決定し、その結果を踏まえた平成28年度当初予算案を議会へ提出 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> 新年度予算要求に向け、所管部署において補助金等の評価、点検を実施 上記の結果を踏まえた新年度当初予算案を議会へ提出 				




2 財政力の向上

(3) 受益者負担の適正化

○ 改革の方向性

適正な受益者負担の観点から、使用料・手数料等の見直しを行います。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(3)-①	使用料・手数料等の見直し	全庁（企画政策課、財政課）		
現 状	本市における使用料・手数料等については、近年統一的な見直しを実施していないため、社会経済情勢の変化や他の地方公共団体の状況等を踏まえた上で、適正な受益者負担の観点から見直しを含め、検討する必要がある。			
取組内容	各所属において現在の使用料・手数料等の適正化に向けた検討を行う。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・使用料・手数料等の見直しの方向性を検討		 ・各所属において使用料・手数料等の適正化に向けた検証を実施		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・検証結果に基づき、関連規定の整備 ・使用料・手数料等の改定				

2 財政力の向上

(4) 市有財産等の売却、貸付の促進

○ 改革の方向性

自主財源の確保を図るため、市有財産の売却及び貸付を促進します。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(4)-①	遊休市有地の売却・貸付	関係課（財政課、商工観光課）		
現 状	未利用となっている普通財産については、関係各課において売却を推進するとともに利用希望者への貸付を行っているが、特に売却については購入希望者がいない場合もあるため、早期売却に向けた対策が必要である。			
取組内容	売却に当たっては、効果的なのぼり旗や看板の設置を行う。また、現在市のホームページに売却物件を掲載しているが、より詳細な情報を掲載することにより、売却を推進する。 また規模の大きい遊休地に関しては、公募提案型の売却を実施する。 さらに、自主財源確保の観点から、利用希望者への貸付を推進する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札による売却（工業団地） ・市有地公募提案型の売却の実施 ・土地売却のためのPR活動の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の売却及び貸付の実施 		
平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の売却及び貸付の実施 				




番 号	取組項目	担当課		
2-(4)-②	不用品等の売却	契約検査課		
現 状	市では、不要となった庁用車をネットオークションに出品し、また机や椅子などの廃棄した備品を鉄くずとして売却しているが、売却可能な不用品等をすべて売却できている訳ではない。			
取組内容	不要となった庁用車がネットオークションの出品の対象であること、また庁用車や物品を更新する際には、売却事務を所管する契約検査課に連絡することなどについて、職員に対し周知徹底を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員への周知 ・随時机・椅子などの不用品を売却 		<ul style="list-style-type: none"> ・職員への周知 ・不要となった庁用車をネットオークションに出品し、売却 		
平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる 				




2 財政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
2-(4)-③	長善沼の貸付による太陽光発電事業の実施	環境課		
現 状	長善沼は、昭和53年に普通財産に区分変更して以来、30年以上にわたり遊休地として管理しているため、維持管理費用がかかっている。東日本大震災後、エネルギーをめぐる状況が変化し、太陽光を始めとした再生可能エネルギーへの関心が高まっており、本市においては普通財産である長善沼を電力会社に貸し付け、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）の推進を図るべく、事業予定者と平成25年1月に協定を締結した。			
取組内容	大規模太陽光発電事業を実施する事業者に土地を貸し付けることで、長期間の有効利用が可能となる。その結果使用料や固定資産税といった収入の確保を図ることが出来る。また、行田エコタウンのシンボルとして、環境問題に対する教育などに活用する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の設置に向けた調整 設置工事 		<ul style="list-style-type: none"> 【H27年4月】事業者による運用開始 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> 事業者による運用継続 				

番 号	取組項目	担当課		
2-(4)-④	公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施	環境課・施設所管課		
現 状	東日本大震災後、エネルギーをめぐる状況が変化し、太陽光を始めとした再生可能エネルギーへの関心が高まっており、本市においては市有施設の屋根又は屋上を電力会社に貸し付け、太陽光発電事業の推進を図るべく、事業予定者と協定を締結した。			
取組内容	市有施設の屋根や屋上の有効活用を図るとともに、再生可能エネルギーの普及促進、エネルギー関連産業の振興、地域経済の活性化及び行田エコタウンの実現を目指す。さらに施設使用料及び固定資産税収入の確保を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> 市と事業予定者が協定を締結し、事業者を決定 【H26年10月】事業者が発電事業を開始 事業者が施設使用料を納付 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き事業者が発電事業を実施 事業者が施設使用料及び固定資産税を納付 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き事業者が発電事業を実施 事業者が施設使用料及び固定資産税を納付 				

2 財政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
2-(4)-⑤	不用道路敷・水路敷の売却	管理課		
現 状	行政財産（道路敷、水路敷）のうち、利用されない財産について、隣地地権者からの申請に基づき用途廃止をした上で売却を行っている。			
取組内容	行政財産（道路敷、水路敷）を一定の手続きを経た上で、宅地として使用している隣地地権者に当該道路敷・水路敷の買取希望の有無を確認の上、積極的に売却を進める。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・道路敷、水路敷の現地確認及び埋設物の調査		 ・売却可能用地の選定 ・隣地地権者との協議、売却の実施		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・隣地地権者との協議、売却の実施				

番 号	取組項目	担当課		
2-(4)-⑥	不用図書の売却	図書館		
現 状	これまでは、年1回保存期限（2年）を過ぎた雑誌を希望者に無償配布して、資源の有効活用を図っている。			
取組内容	雑誌以外の図書の除籍基準を決めるとともに、最低蔵書数30万冊の堅持や図書の購入状況も考慮しながら、不要図書を売却し、歳入の確保を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・雑誌以外の除籍基準の設定 ・先進市の情報収集 ・売却計画の策定		 ・【H27年4月】売却の開始		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・これまでの売却実績や利用者の意見などを検証し、改善策を講じる				



2 財政力の向上




(5) 広告料収入の確保

○ 改革の方向性



自主財源の確保を図るため、民間の発想を用いた広告料収入の拡充に取り組みます。



○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(5)-①	市ホームページのバナー広告掲載の見直し	広報広聴課		
現 状	市ホームページのバナー広告の掲載期間は最長12ヶ月であるため、掲載期間終了後は一度掲載を終了しなければならない。現在は継続して掲載を希望する場合であってもその制度がないため、一定期間開けた後でなければ広告を掲載することが出来ない。			
取組内容	市公式ホームページ有料広告取扱要領を見直し、広告掲載枠に空きがある場合などの一定の条件を設定した上で、継続して広告を掲載できるようにすることで、広告料収入の増加を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・要領の見直し 		 <ul style="list-style-type: none"> ・【H27年4月】要領に基づく広告掲載の開始 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる 				

番 号	取組項目	担当課		
2-(5)-②	循環バス広告の拡充	地域づくり支援課		
現 状	現在、循環バスでは車内広告・車外広告・車内放送の3種類により、広告収入を得ている。			
取組内容	「行田市市内循環バス有料広告取扱要綱」を見直し、バス停の命名権の売却やバス停への広告掲載といった新たな取組みを実施し、広告料収入の増加を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・先進市の状況などを調査研究 		 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組みの検討・準備 ・広告掲載等の周知 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> 【H28年度】・広告掲載等の実施 ・さらなる広告掲載等の検討・実施 				

2 財政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
2-(5)-③	水道広報紙への広告掲載	水道課		
現 状	年2回発行している「すいどうだより」は、自治会に加入者など多くの方が目にする広報紙である。			
取組内容	積極的な収入確保策として、「すいどうだより」へ広告を掲載するため、広告掲載要綱及び広告掲載基準を策定する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・先進市や市内のすでに実施している課からの情報収集 ・広告掲載要綱及び広告掲載基準の策定 ・広告主の募集開始 		 <ul style="list-style-type: none"> ・広告主の募集 ・【H28年2月】広告の掲載開始 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を検証し、改善策を講じる 				

番 号	取組項目	担当課		
2-(5)-④	水道検針票への広告掲載	水道課		
現 状	水道検針票は、水道利用者である各家庭に2ヶ月に1回配布されるものである。			
取組内容	積極的な収入確保策として、水道検針票の裏面を活用し、広告を掲載するため、広告掲載要綱及び広告掲載基準を策定する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・先進市等の情報収集 ・広告掲載要綱及び広告掲載基準の策定 ・広告主の募集開始 		 <ul style="list-style-type: none"> ・広告主の募集 ・【H27年10月】広告の掲載開始 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を検証し、改善策を講じる 				

2 財政力の向上

番 号	取組項目	担当課
2-(5)-⑤	図書貸出レシートへの広告掲載	図書館
現 状	図書等の貸出時に貸出明細を記載したレシートを渡している。	
取組内容	積極的な収入確保策として、図書等の貸出時に発行するレシートへ広告を掲載するため、広告掲載要綱及び広告掲載基準を策定する。	
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル		
平成26年度		平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載要綱及び広告掲載基準の策定 ・広告主の募集 		<ul style="list-style-type: none"> ・【H27年4月】広告の掲載開始
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度	平成32年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を検証し、改善策を講じる 		



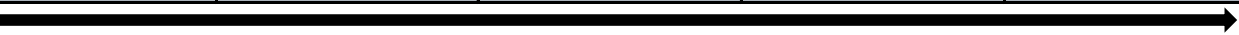
2 財政力の向上



(6) 市税等の賦課、徴収強化

○ 改革の方向性

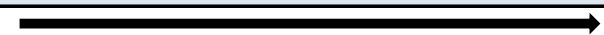
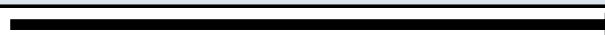
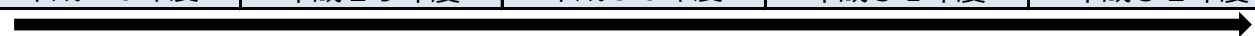
安定的な財源を確保するため、市税の適正かつ公平な課税と徴収の強化などを図ります。

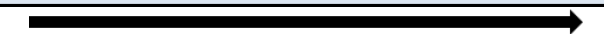
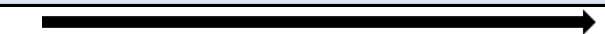

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(6)-①	住民税の未申告調査の強化	税務課		
現 状	個人住民税の未申告者には申告を促す通知を郵送しているが、未だ申告のない方も存在する。			
取組内容	税収確保を図るため、申告を促す通知を郵送後、法定調書の活用に努めるなど、継続的な調査を実施し、未申告調査をより実効性のあるものとする。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村の取組状況等を調査、研究 		 <ul style="list-style-type: none"> ・未申告調査の強化に向けた取り組みの検討 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・【H28年度】新たな未申告調査の実施 ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる 				

番 号	取組項目	担当課		
2-(6)-②	住民税の特別徴収切替の推進	税務課		
現 状	個人住民税については、平成27年度から埼玉県下一斉に普通徴収から特別徴収への切替を行う予定である。			
取組内容	本市においても納税者の利便性の向上とともに、個人住民税の徴収強化を図るため、給与所得者については、普通徴収から特別徴収への円滑な切替を実施していく。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者及び給与所得者への周知 ・翌年度からの切替に向けての対策の検討、準備 		 <ul style="list-style-type: none"> ・【H27年4月】特別徴収への切替を実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収の徹底 				

2 財政力の向上

番 号	取組項目	担当課		
2-(6)-③	固定資産税償却資産の未申告調査の強化	税務課		
現 状	固定資産税償却資産については、事業者から提出される毎年1月1日現在における資産実態の申告に基づき賦課決定を行っているが、未申告や資産の申告漏れが見受けられる。			
取組内容	引き続き未申告者へ申告を促すとともに、税務署において法人税申告書を開覧し、償却資産課税台帳との照合を行い、申告漏れがあると思われる場合には、適正な申告を促す文書を送付する。また、税務署における法人税申告書の開覧件数を増やし、未申告調査の強化を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧件数の増加について税務署と協議 ・税務署での閲覧件数を増やし、未申告調査を実施 		 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧件数のさらなる増加について税務署と協議し、未申告調査の強化を図る。 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを検証し、償却資産の適正課税を徹底する 				

番 号	取組項目	担当課		
2-(6)-④	市税等の徴収強化	関係課（収納課、人権推進課 子育て支援課、建築課）		
現 状	市税の徴収については、コンビニ収納や納税コールセンターの設置などの取組みを実施しているが、さらなる収納率の向上を図り税収を確保する必要がある。（平成25年度収納率93.8%） また、税外債権（市営住宅家賃、保育料、住宅資金貸付金等）については、未収金の解消が課題となっている。			
取組内容	市税については、高額困難事案の整理や、コンビニ収納及び口座振替の利用拡大等を推進し、収納率の向上を図る。 また、税外債権については、債権管理の適正化を図り、未収金の解消に努める。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> (市税)・高額困難事案の整理や、コンビニ収納及び口座振替の利用拡大等の推進 (税外債権)・債権管理の適正化に向けた調査・研究 		 <ul style="list-style-type: none"> (市税)・取組内容の検証を踏まえ、新たな徴収対策を講じ、さらなる収納率向上を目指す (税外債権)・債権管理の適正化に向けた対策の検討 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> (市税)・平成32年度までに、収納率95.5%を目指す (税外債権)・債権管理の適正化に向けた対策の実施 ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる 				



2 財政力の向上

(7) 定住の推進

○ 改革の方向性

安定的な財源を確保する観点からも、本市への定住促進を図ります。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(7)-①	子育て世帯定住促進奨励金事業の推進	企画政策課		
現 状	本市の人口は平成19年度以降著しく減少していることから、定住人口の増加を図るため、平成25年度から市内建築事業者や行田市商店会連合会及び農業団体と官民協働による「住まいる行田プロジェクト」の取り組みを実施するとともに、市内に住宅を取得する子育て世帯に対して奨励金を交付するなどの支援を行っているが、奨励金制度を活用した人へのアンケート結果では、さらなる制度の周知が必要な状況となっている。			
取組内容	子育て世帯定住促進奨励金事業について、市内のみならず市外へも積極的にPRし、子育て世帯の定住促進を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・市内・市外への奨励金制度の周知		 ・市内・市外への奨励金制度の周知 ・これまでの結果を検証し、今後の制度のあり方を検討		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度

2 財政力の向上

(8) 企業誘致の促進

○ 改革の方向性

安定的な財源を確保する観点からも、企業誘致を促進し、雇用環境の創出を図ります。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(8)-①	企業立地の用地確保及び企業立地奨励金事業の推進	商工観光課		
現 状	本市は3つの工業団地を擁しており、多くの企業が進出しているが、近年のグローバル化や企業の事業撤退による空洞化も生じ、未利用事業用地が見受けられる。一方で大規模な事業用地が不足しているため、その用地の確保が課題となっている。			
取組内容	平成25年度から開始した企業立地奨励金制度の効果を検証し、制度の見直しを含めた今後の方針を検討する。また、新たな事業用地の確保に向けた関係機関等による検討を行う。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金の効果の検証 ・新たな事業用地の確保に向けた関係機関等による検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金の効果の検証結果を踏まえた今後の制度のあり方の検討 ・新たな事業用地の確保に向けた整備手法の検討 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地整備計画の策定・実施 				

2 財政力の向上

(9) 自主財源の確保

○ 改革の方向性

幅広く自主財源の確保と充実を図ります。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
2-(9)-①	ふるさと納税制度の活用	企画政策課		
現 状	平成20年度にふるさと納税制度を導入したが、ホームページで寄附を募っているほかは活用策を講じていない。			
取組内容	ふるさと納税に対する「お礼」という形で、本市にゆかりのある特産品をプレゼントすることなどにより、寄附金額の増加を図るとともに、寄附しやすい環境を整備する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の調査 ・ふるさと納税制度の活用策の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・【H27年4月】実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組状況を検証し、さらなる改善策を講じる 				

番 号	取組項目	担当課		
2-(9)-②	自動販売機設置に係る入札制度の導入	関係課（財政課、施設所管課）		
現 状	行政財産（市庁舎、公園施設等）への自動販売機の設置は、設置希望者から使用許可申請があった場合、行政財産本来の用途又は目的を妨げない程度において許可している。			
取組内容	自動販売機の設置について入札制度を導入することによるメリット、デメリットを検討し、入札を含めた全庁的な設置基準を策定する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市の調査 ・入札制度導入の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・入札を含めた全庁的な設置基準の策定 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・【H28年度】入札制度の導入 				

3 組織力の向上

(1) 効率的な組織体制の推進

○ 改革の方向性

新たな行政需要や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、弾力的かつ適正な人員配置と効率的な組織体制を構築するとともに、組織横断的な連携の強化を図ります。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課
3-(1)-①	組織体制の見直し	企画政策課
現 状	個々の行政課題等に対応するため、組織体制の見直しを図っている。	
取組内容	本市が推進する施策や事務事業等を踏まえ、新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するための組織体制の構築を図る。	
取 組 ス ケ ジ ュ ール		
平成26年度		平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> 現在の組織体制における問題点の洗い出し 組織体制の見直しに向けた検討 		<ul style="list-style-type: none"> 新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するための組織体制の構築 さらなる改善策の検討
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度		平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> 改善策の実施 引き続き、さらなる改善策の検討 		

番 号	取組項目	担当課
3-(1)-②	プロジェクトチームの積極的な活用	全庁（企画政策課）
現 状	複数の部課にまたがる新たな課題については、関係課の個別調整により対応しているケースが多い。	
取組内容	複数の部課にまたがる新たな課題に対しては、迅速かつ的確に対応するため、その都度必要な知識・経験を有する職員で構成する組織横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、これを積極的に活用する。	
取 組 ス ケ ジ ュ ール		
平成26年度		平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームの活用策の検討 		<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームの積極的な活用 プロジェクトチームの活動実績についての情報共有
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度		平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> さらなる活用策の検討 プロジェクトチームの積極的な活用 プロジェクトチームの活動実績についての情報共有 		

3 組織力の向上

番 号	取組項目	担当課		
3-(1)-③	職員定員管理の適正化	人事課		
現 状	平成18年の南河原村との合併により、一時職員数が増加したが、その後は着実に削減を図っている。			
取組内容	今後、地方分権の進展による権限移譲や市民ニーズの多様化により、仕事量の増加が見込まれる中、人事配置等を考慮しながら適正な職員定数の管理を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な退職者数の把握と、新規職員の計画的な採用 ・近隣市の「定員適正化計画」の策定状況を調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・「定員適正化計画」の策定検討 ・人事配置等を考慮した適正な定数管理 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・【H28年度】「定員適正化計画」の策定 ・【H28年度】人事配置等を考慮した適正な定数管理 ・【H29年度以降】「定員適正化計画」に基づく定数管理 				




3 組織力の向上

(2) 附属機関等の見直し

○ 改革の方向性

附属機関及び協議会等の設置基準等を含めた基本指針を策定するとともに、附属機関等の今後のあり方について検討します。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
3-(2)-①	附属機関等の見直し	全庁（企画政策課）		
現 状	条例により設置している附属機関及び要綱等に基づき設置している協議会等の中には、長期間開催されていないものもある。			
取組内容	附属機関等の設置基準等を含めた基本指針を策定し、その基準に基づき附属機関とすべき協議会等がある場合は、条例制定後附属機関としての位置付けを行う。また、今後も開催の見込みが無い附属機関及び協議会等については、廃止等を検討する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・附属機関及び協議会等の現況の把握		 ・基本指針の検討・策定 ・附属機関の設置の検討 ・附属機関及び協議会等の廃止等の検討		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・基本指針に基づく附属機関の設置並びに附属機関及び協議会等の廃止等				

3 組織力の向上

(3) 広域化の推進

○ 改革の方向性

新たな行政需要や複雑・多様化する市民ニーズに、より迅速かつ効果的に対応するため、他の市町村等と連携・協力し、広域的な行政を推進します。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
3-(3)-①	ごみ処理の広域化	環境課		
現 状	平成25年5月に行田市、鴻巣市及び北本市の3市において「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結後、平成26年4月には「鴻巣行田北本環境資源組合」を設立し、ごみ処理の広域化に向けて検討を進めている。			
取組内容	行田市、鴻巣市及び北本市の3市によるごみ処理の広域化の推進、並びに一般廃棄物処理基本計画の策定による本市の効率的なごみ収集体制の再構築を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> 3市市民代表を含む新施設建設等検討委員会による検討開始 3市と環境資源組合による協議、調整開始 ごみ種の検討及び一般廃棄物処理基本計画の策定開始 		<ul style="list-style-type: none"> 3市市民代表を含む新施設建設等検討委員会による検討継続 3市と環境資源組合による協議、調整の継続 ごみ種の確定及び一般廃棄物処理基本計画の策定 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> 【H28年度】行田市資源リサイクル審議会への報告等 【H28～30年度】環境アセスメントの実施 【H29,30年度】衛生協力会へのごみ種変更に伴う収集体制の説明会の開催、市報やHPなどによる市民への周知 【H31年度～】新たな収集体制の実施 【H32年度以降】新ごみ処理施設の建設・稼動 				

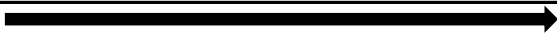


3 組織力の向上

(4) 出資法人等の改革

○ 改革の方向性

出資法人等の自主性、自立性の向上を図るとともに、今後のあり方について検討します。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
3-(4)-①	出資法人等の見直し	関係課（企画政策課、商工観光課 福祉課、用地課）		
現 状	本市では、市が直接事業を実施するよりも、効率的かつ弾力的にサービスの提供が可能となるよう出資法人等を設立し、その活用を図っているが、公共サービスの新たな担い手が普及するなど、出資法人等を取り巻く環境は、大きく変化している。			
取組内容	出資法人等の自主性、自立性を向上するため、本市からの補助金の交付や職員の派遣などについて見直しを行う。また、出資法人等の役割等について検証し、そのあり方も検討する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・先進市の調査、研究		 ・関係課との見直し方針の検討		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・出資法人等に対する経営状況等に関するヒアリングの実施 ・出資法人等に対する支援の精査 ・出資法人等のあり方の検討及び検討結果を踏まえた対応				



3 組織力の向上



(5) 職員の人材育成

○ 改革の方向性

行政課題に向かって創意工夫、チャレンジの出来る職員の育成や、職員一人ひとりの意欲・能力・発想を活かせる風通しの良い職場環境づくりに取り組みます。

○ 取組内容

番号	取組項目	担当課		
3-(5)-①	職員研修体系の見直し	人事課		
現 状	行田市人材育成方針に基づき、階層別、目的別研修実施計画を策定し、自主研修（自己啓発）、職場内研修・職場外研修といった体系に沿って研修を実施している。			
取組内容	今後は従来の研修に加え、本市単独又は近隣四市の共同研修会において民間講師による講演や研修を実施し、新しいニーズに対し自ら考え問題解決のできる力、前例踏襲ではなくゼロベースで考えることのできる力、フレームワークを構築できる力などを習得できる研修体系への見直しを図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・他市の研修状況の調査 ・研修体系の見直しの検討 		 <ul style="list-style-type: none"> ・【H27年4月】新たな研修体系での研修の実施 		
平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる 				

番号	取組項目	担当課		
3-(5)-②	効果的なジョブ・ローテーションの実施	人事課		
現 状	おおむね3年から5年をめぐりに職員の人事異動を行い、様々な職務を経験させることにより、職員の能力を高めるとともに、併せて研修を実施することにより人材育成を行っている。			
取組内容	異動対象年限以上の職員による異動希望先などの申告は、自己申告書によることを必須とする。また、職員の適性や意欲を尊重するとともに、能力や実績を重視するための「人事異動庁内公募制度」の拡充を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況を調査 ・効果的なジョブ・ローテーションの実施に向けた検討 		 <ul style="list-style-type: none"> ・【H27年4月】実施 		
平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる 				

3 組織力の向上

番 号	取組項目	担当課		
3-(5)-③	職員提案制度の活用	企画政策課		
現 状	<p>平成8年度に「行田市職員提案規程」を制定し、「あいであ提案箱」により随時提案を受け付けているが、提案は少ない状況である。</p> <p>また、対象職員を限定した政策研究・提案や、全職員を対象とした特定のテーマに対する提案という形で募集も行ったが、ある程度の応募はあったものの、採用される件数は少ない。</p>			
取組内容	<p>随時受付では多くの提案は望めないことから、本市における行政課題の解決に資するテーマを設定するなど、事業化される可能性の高いテーマを設定し、全庁的な提案募集を実施する。</p>			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
<p>→</p> <p>・提案募集テーマの検討</p>		<p>→</p> <p>・全庁的な提案募集の実施 ・審査、採用の可否の決定</p>		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<p>→</p> <p>・【H28年度以降】採用案件を各課で事業化</p> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 提案募集テーマの検討 ├ 全庁的な提案募集の実施 ├ 審査、採用の可否の決定 └ 採用条件を各課で事業化 				



4 地域力の向上

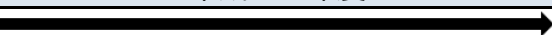
(1) 情報共有の推進と対話の拡充

○ 改革の方向性

市民に対し積極的な情報提供を行うとともに、対話機会の拡充を図ることにより、市民の声を広く市政に反映させ、開かれた市政運営を推進します。

○ 取組内容

番 号	取組項目	担当課		
4-(1)-①	市政情報の発信強化	広報広聴課		
現 状	新たな情報発信手段として、ツイッターやテレビ埼玉のデータ放送、さらにはAR（拡張現実）を活用し、行田の魅力を全国に発信している。			
取組内容	通信環境の飛躍的な向上及びスマートフォンの急速な普及により、写真や動画が容易に閲覧できるようになっており、人との交流を目的としたSNSも複数存在する。行田の魅力を全国に伝えるためには、あらゆる媒体を活用することが重要であることから、SNSの中でも利用者が多い「Facebook」を導入し、市政情報の発信を強化する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・運用方法の調査・研究 		 <ul style="list-style-type: none"> ・【H27年4月】運用開始 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組状況を検証し、さらなる市政情報の発信強化策を検討 				

番 号	取組項目	担当課		
4-(1)-②	広聴活動による地域の活性化	全庁（企画政策課、広報広聴課）		
現 状	市政懇談会や「市長への手紙」などを通じて市民の意見を広く取り入れている。			
取組内容	市政懇談会や「市長への手紙」などを通じた広聴活動を継続するとともに、地域活性化応援隊制度のさらなる活用策を検討し、地域の活性化を図り、開かれた市政運営を推進する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・市政懇談会や「市長への手紙」の実施 ・地域活性化応援隊制度のさらなる活用策の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組状況を検証し、さらなる改善策を講じる 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組状況を検証し、さらなる改善策を講じる 				

4 地域力の向上

(2) 協働連携による事業の推進




○ 改革の方向性




市民、企業、地域コミュニティ、ボランティア団体等の様々な担い手が、地域の個性や持ち味を活かしながら、適正な役割分担の中で行政との協働を円滑に行える、官民連携体制の強化を図ります。

○ 取組内容




番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-①	市民公益活動の推進	地域づくり支援課		
現 状	市民、地域活動団体、NPO法人などの多様な主体による市民公益活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、行田市市民公益活動推進委員会を平成25年6月に設置したが、市民公益活動に対する認知度が低く、支援する体制が不足している。			
取組内容	市民公益活動推進委員会で策定中の「(仮称)行田市市民公益活動推進基本計画」において、市民公益活動を支援するための施策や目標等を明確に位置付けるとともに、市民公益活動に対するハード、ソフト両面からの支援体制を整備する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)行田市市民公益活動推進基本計画」の策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・【H27年度中】市民公益活動を支援する拠点（市民活動サポートセンター）の設置 ・市民公益活動団体への支援及び団体間の協働事業を推進するための人材の発掘・育成 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動に対する意識の醸成と参加の促進 ・市民活動サポートセンターの相談窓口等の事業の開始 ・市民公益活動を支援するための施策を市民活動サポートセンターが主体となって実施 				




4 地域力の向上

番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-②	「湯ったりあったか」元気倍増事業の拡充	地域づくり支援課		
現 状	行田市湯ったりあったか元気倍増事業は、行田市民の福利厚生を増進を図るため、草津町、上野村、渋川伊香保温泉観光協会、片品村観光協会及び日本郵政株式会社と提携し、宿泊料金やお土産品の割引サービス等を行っている。			
取組内容	新たな提携先やサービス内容の拡充を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな提携先の検討 ・サービス等の拡充の検討 		 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな提携先の検討 ・サービス等の拡充の検討 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな提携先の検討 ・サービス等の拡充の検討 				




番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-③	エコミックガーデニング事業推進のためのネットワーク化	商工観光課		
現 状	本市の経済を支える企業の大多数は中小企業であり、その発展は地域経済の活性化にとって不可欠なものであるが、行政や関係機関が個別に支援をしている状況であるため、操業環境に関する情報の提供などが集約されておらず、有効な支援が行われていると言えない。			
取組内容	中小企業への支援を強化するため、行政機関並びに商工会議所、金融機関及びものづくり大学などの関係機関相互のネットワークを構築し、エコミックガーデニングの枠組みの中で効果的な支援活動を行う連携組織を立ち上げ、情報の集約・共有を図り、中小企業への具体的な支援策を実施する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・連携組織の設置 ・情報提供・交流のためのサイトの構築 		 <ul style="list-style-type: none"> ・連携組織による支援策の実施 ・情報交流スペースの確保 ・支援対象企業認定制度の創設の検討等 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・連携組織による支援策の実施 ・これまでの実績を検証し、改善策を講じる 				




4 地域力の向上

番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-④	地域安心ふれあい事業の推進	福祉課		
現 状	社会福祉協議会と連携し、自治会や民生委員といった地域福祉の担い手を中心に「支えあいマップ」を作成し、地域での支え合いの意識の醸成や助け合いの仕組みづくりを進めているが、地域によってその状況は異なっている。			
取組内容	支え合いの意識を高めるため、地域ごとに懇談会や講演会等を開催し、助け合いの仕組みづくりの環境を整備するとともに、見守り等に関する協定事業者数を増加し、官民一体となったきめ細やかな見守り体制の拡充を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・社会福祉協議会と連携し、地域懇談会・講演会等を開催 ・見守り等に関する協定事業者数の増加 ・地域福祉推進計画の策定		 ・地域福祉推進計画を踏まえた、地域における助け合いの仕組みづくりの環境整備並びに官民連携による見守り体制の拡充		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる				




番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-⑤	ホームスタート（居宅訪問型相談）事業の実施	子育て支援課		
現 状	子育て中の方の中には、子育てに関する身近な相談相手がいないといった悩みを抱えている方も存在する。			
取組内容	専門知識を有するアドバイザーが家庭を訪問し相談に応じることにより、子育ての孤独感や不安感の解消を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・先進事例の調査 ・アドバイザーの養成 ・利用者の募集		 ・事業の実施 ・アドバイザーの養成 ・利用者の募集		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・これまでの実績を検証し、改善策を講じる				

4 地域力の向上

番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-⑥	官民連携による健康づくり事業の展開	保健センター		
現 状	高齢化の進展に伴い、医療費や介護給付費等が増加傾向にあり、その抑制を図る必要があることから、市民一人ひとりの健康意識の向上が重要となっている。			
取組内容	群馬県上野村と「健康づくりにおける相互応援協定」を、また大塚製薬（株）及びファイザー（株）と「健康づくりに関する相互応援協定」をそれぞれ締結するとともに、市民けんこう大学等を通じて、市民の健康づくり活動を支援している。 今後とも、官民連携による健康づくり活動を推進することにより、市民の健康寿命の延伸と医療費や介護給付費等の抑制を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 ・健康講座等の開催 ・新たな連携先の検討		 ・健康講座等の開催 ・新たな連携先の検討		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる				

番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-⑦	消防団協力事業所制度の活用	消防本部総務課		
現 状	消防団員を従業員として雇用している事業所や団体等が、その従業員に対して火災などの緊急時や訓練などの際に出動・参加等を積極的に促した場合に「消防団協力事業所表示証」を発行しており、これまでに2事業所に交付している。			
取組内容	地域防災体制の充実を図るため、積極的な広報を行うことなどにより、消防団協力事業所数を増加させる。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 ・本制度の積極的な広報による消防団協力事業所数の増加 ・協力事業所数のさらなる増加策の検討		 ・本制度の積極的な広報による消防団協力事業所数の増加 ・協力事業所数のさらなる増加策の検討		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる				

4 地域力の向上

番 号	取組項目	担当課		
4-(2)-⑧	高等教育機関等との連携	全庁（企画政策課）		
現 状	<p>ものづくり大学及びテクノホルティ園芸専門学校との連携によるまちづくり・ひとづくりを推進するため、各学校が実施する講座やイベント等に対して、大学等地域づくり活動事業補助金による支援を行っているほか、多様な連携事業を実施している。</p> <p>また平成25年8月には、ものづくり大学と包括協定を締結し、産業・教育・福祉・環境などの諸分野における相互の発展、活性化及び魅力ある地域社会の形成を図っている。</p>			
取組内容	<p>現在実施している連携事業に加えて、高等教育機関等が有する知識やノウハウなどを活用した、共同研究や調査等を通じて、行政課題の解決を目指す。</p>			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・連携事業の実施 ・大学等地域づくり活動事業補助金による支援 ・共同研究（ワークショップ）の実施 		 <ul style="list-style-type: none"> ・連携事業の実施 ・大学等地域づくり活動事業補助金による支援の検討 ・共同研究（ワークショップ）の成果を踏まえた事業の実施 ・共同調査等の実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・連携事業の実施 ・大学等地域づくり活動事業補助金による支援の検討 ・共同調査等の成果を踏まえた事業の実施 ・これまでの実績を検証し、改善策を講じる 				

5 市民満足度の向上

(1) 市民・窓口サービスの向上

○ 改革の方向性




職員が、「行政は市民の暮らしを支える総合サービス業である。」という理念を共有するとともに、経営的な視点で「市民は市役所の顧客である。」という意識を持ち、市民目線に立った質の高い行政サービスを提供することにより、市民満足度の向上を図ります。



○ 取組内容

番号	取組項目	担当課
5-(1)-①	マイナンバー制度に対応した窓口業務の効率化の推進	全庁（企画政策課）
現 状	平成27年度からマイナンバー制度が導入されるが、制度の詳細な内容が示されていない点もある。	
取組内容	今後示されるマイナンバー制度の詳細な内容についての動向を注視し、その情報を関係各課で共有するとともに、制度導入後は、申請に係る添付資料が関係各機関に照会を行うことで省略できるなど、事務の効率化が見込まれることから、関係各課において申請事務の流れを検証し、最も簡素で効率的な窓口業務の体制を整備する。	
取 組 ス ケ ジ ュ ール		
平成26年度		平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度に対応するための関係各課による検討委員会の設置 ・マイナンバー制度に係る詳細な内容も含めた情報の共有 ・関係各課において事務処理の流れを検証 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課における事務処理の流れの見直し
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度	平成32年度	
【H28年度～】・関係各課において、見直し後の事務処理を開始		

番号	取組項目	担当課
5-(1)-②	職員の接遇スキルの向上	全庁（人事課）
現 状	職員の接遇に関しては、「市役所は最大のサービス業である」という意識のもと、市民目線に立った丁寧な対応を心がけるよう、「行田市職員接遇マニュアル」の整備と併せ、CS向上推進者を各課に配置し、推進者が課内職員の指導・監督を行っているが、近年制度の運用に課題が見受けられる。	
取組内容	職員のさらなる接遇に関する意識とスキルの向上を図るため、CS向上推進者を中心に各課における問題事例を職場内で共有し、改善に向けた研修を実施する。また、職場外の接遇研修への受講促進を図る。	
取 組 ス ケ ジ ュ ール		
平成26年度		平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> ・「行田市職員接遇マニュアル」及びCS向上推進者制度の周知徹底 		<ul style="list-style-type: none"> ・CS向上推進者を中心に職場内研修を実施 ・接遇に関する外部研修へ職員を派遣
平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成31年度	平成32年度	
・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる		

5 市民満足度の向上

番 号	取組項目	担当課		
5-(1)-③	庁舎案内業務の見直し	地域づくり支援課		
現 状	庁舎案内業務は、市役所に訪れた方の目的を把握し、的確に担当部署を案内するなど、市役所の第一印象を担う重要な業務である。			
取組内容	市民の方には、お待たせせずニーズにあった案内をするとともに、観光客の方に対しては、おもてなしの心を持って対応しているが、さらに質の高いサービスを提供するため、庁舎案内業務の民間委託を検討する。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・先進事例の調査		 ・民間委託に向けた準備		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 ・【H28年度】民間委託による庁舎案内業務の実施				

番 号	取組項目	担当課		
5-(1)-④	上下水道使用料のコンビニ収納の実施	水道課・下水道課		
現 状	上下水道使用料の納入については、納付書による窓口払いと口座振替により行っているが、窓口で取り扱う日時や、取扱金融機関等が限られているため、不便であるとの意見が寄せられている。			
取組内容	市税や国民健康保険税で行っているコンビニ収納を上下水道使用料にも導入し、納入方法を拡充することにより、納入者の利便性の向上を図る。			
取 組 ス ケ ジ ュ ー ル				
平成26年度		平成27年度		
 ・実施に向けた調査・準備		 ・【H27年11月】コンビニ収納の実施		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
・これまでの実績を検証し、改善策を講じる				



5 市民満足度の向上




(2) 市民の安心・安全の確保

○ 改革の方向性

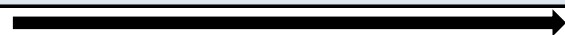

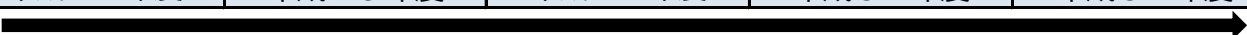
災害への備えや犯罪・事故を未然に防止する地域環境づくりに取り組むとともに、快適で安全に暮らせる生活環境の整備を行うことにより、市民の暮らしを守る安心・安全のまちづくりを推進します。


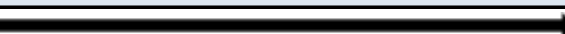

○ 取組内容

番号	取組項目	担当課		
5-(2)-①	地域防災計画の見直し	防災安全課		
現 状	地震災害に対する埼玉県の被害想定が見直されたため、本市の地域防災計画を見直す必要がある。また、近年の異常気象による竜巻・突風災害、雪害などへの対応策も計画に追加する必要がある。			
取組内容	国や県の上位防災計画の改訂に伴い、本市の地域防災計画を全面的に改訂する。なお、改訂に当たっては簡潔な表現を用いて分かりやすいものとする。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・行田市防災会議において改訂方針を策定 		 <ul style="list-style-type: none"> ・全面的な改訂 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、改訂を検討 				

番号	取組項目	担当課		
5-(2)-②	防災訓練の実施方法の見直し	防災安全課		
現 状	防災訓練は地域住民を対象に市主催で実施している。			
取組内容	県主催による自主防災組織リーダー養成講座への参加を積極的に推進し、地域の防災リーダーを増員する。また、地域においてリーダーを中心とした住民主体の防災訓練を実施することにより、受動的な訓練から自発的な訓練へと移行し、自助・共助に基づく地域防災力の向上を目指していく。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の自主防災組織リーダー養成講座を本市で開催 ・新設された自主防災組織、並びに自主防災組織を設立していない自治会を対象とした防災訓練の実施 		 <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の自主防災組織リーダー養成講座への参加の推進 ・地区連合自治会単位の防災訓練を順次実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の自主防災組織リーダー養成講座への参加の推進 ・地域防災リーダーを中心とした地域主体の防災訓練の計画的な実施 ・自主的な防災訓練への支援 				

5 市民満足度の向上

番 号	取組項目	担当課		
5-(2)-③	木造住宅耐震改修等補助事業の推進	開発指導課		
現 状	平成25年度から旧耐震基準で建築された木造住宅を対象として、耐震診断と耐震改修に要する費用の一部を補助する制度を設けたが、利用実績は少ない。			
取組内容	耐震改修等補助制度の利用促進を図るため、先進市の取組を参考にして、制度の見直しを行う。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・先進市の調査 		 <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の見直しの検討 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・【H28年4月】補助制度の改定 ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる。 				

番 号	取組項目	担当課		
5-(2)-④	住宅用火災警報器の設置促進	消防本部予防課		
現 状	行田市火災予防条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、市報やホームページ、各種訓練時において啓発活動を行っているが、平成26年1月現在の調査では、設置率が76.5%にとどまっている。			
取組内容	現在行っている啓発活動を継続するとともに、設置率の低い地域を重点とした啓発活動を展開し、設置率100%を目指す。また、設置後一定期間を経過した火災警報器については、自主点検や電池交換等を促す。			
取 組 ス ケ ジ ュ ール				
平成26年度		平成27年度		
 <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による設置状況の調査及び設置の啓発 ・県下一斉による啓発活動の実施 		 <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による設置状況の調査及び設置の啓発 ・設置率の低い地域を重点とした啓発活動の実施 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
 <ul style="list-style-type: none"> ・【H28年度】戸別訪問による設置状況の調査及び設置の啓発 ・【H28年度】設置率の低い地域を重点とした啓発活動の実施 ・これまでの実績を検証し、さらなる改善策を講じる 				